

県南広域振興局長告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年8月7日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社東北メディケアサービス	北上市上野町四丁目21番8号	デイサービスセンター上野町	北上市上野町四丁目21番8号	平成21年8月1日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社東北メディケアサービス	北上市上野町四丁目21番8号	デイサービスセンター上野町	北上市上野町四丁目21番8号	平成21年8月1日

3 介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人梶栄会	花巻市西大通り二丁目2番10号	ゆかわ脳外科	花巻市西大通り二丁目2番10号	平成21年4月1日